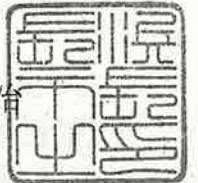




長 財 第 7 0 号
令和 3 年 6 月 1 7 日

長浜市議会議長 柴田 光男 様

長浜市長 藤井 勇治



議 案 の 訂 正 に つ い て

令和 3 年 5 月 3 1 日 付 長 財 第 5 3 号 で 提 出 し ま し た 議 案 を 訂 正 し た い の で、長 浜 市 議 会 会 議 規 則（平 成 1 8 年 長 浜 市 議 会 規 則 第 1 号）第 1 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 提 出 い た し ま す。

記

- 1 訂正する議案
議案第 6 5 号 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

- 2 訂正の内容

【訂正前】

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 長浜市農業集落排水処理施設条例（平成 18 年長浜市条例第 135 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条 第 1 項 中「使用者」を「市民」に改める。

第 1 5 条 及び 第 1 6 条 を 削 り、第 1 7 条 を 第 1 5 条 と し、第 1 8 条 を 第 1 6 条 と し、第 1 9 条 を 第 1 7 条 と する。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

第 2 条 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

第 1 0 条 に 次 の 1 項 を 加 え る。

- 4 前各項の規定にかかわらず、長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例（令和 3 年長浜市条例第●号）第 3 条の公共汚水ます等の工事については、同条例に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は令和3年7月1日から、第2条の規定は同年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例中第2条の施行の日前に同条による改正前の長浜市農業集落排水処理施設条例第10条第1項の承認を受けた公共汚水ます等の工事に要する費用については、なお従前の例による。

【訂正後】

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

第1条 長浜市農業集落排水処理施設条例（平成18年長浜市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「使用者は」を「市長は」に改める。

第15条及び第16条を削り、第17条を第15条とし、第18条を第16条とし、第19条を第17条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

第2条 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 4 前各項の規定にかかわらず、長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例（令和3年長浜市条例第●号）第3条の公共汚水ます等の工事については、同条例に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和3年7月1日から、第2条の規定は同年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例中第2条の施行の日前に同条による改正前の長浜市農業集落排水処理施設条例第10条第1項の承認を受けた公共汚水ます等の工事に要する費用については、なお従前の例による。